

岡谷市給水装置工事取扱要領

令和4年3月改正

岡 谷 市 水 道 課

目 次

1	第1章 総則～第2章 給水装置の基本計画	1
2	第3章 給水装置の施工	4
3	第4章 検査	5

給水装置工事取扱要領

第1章 総則～第2章 給水装置の基本計画

1 基本調査

給水装置の依頼を受けたときは、現地を確認し必要な調査を行うこと。

2 給水装置工事事前協議書 ～ 3 給水方式の決定

(1) 工事の内容によっては、事前協議書が不要の場合（改造等）もあるため、不明な点は、上水担当まで相談すること。

(2) 事前協議書は、建築設計事務所等から提出されている場合もあるので、確認をすること。

(3) 事前協議書（様式第1号の2）を返送時に、必要書類の提出を求めている場合は、申請時に添付し申請すること。

※所要水量を記入すること。

(4) 確約書・誓約書・同意書の提出について

- ・造成地等の給水施設を譲渡の場合……………譲渡確約書
- ・給水施設を継続所有する場合……………所有確約書を提出すること。
- ・譲渡確約書が提出されている造成地は、メーター以降の工事申請時に……………給水管（共同管）管理確約書を提出すること。
- ・そのほか工事の内容により
 - ① 誓約書（受水槽を設置しない場合・撤去の場合）
 - ② 給水装置設置に関する同意書（自己所有の土地以外に装置を設置する場合）
 - ③ 分岐に関する同意書（第三者の給水装置から分岐をしようとする場合に、それぞれ必要に応じ提出すること。

★提出書類について

- ①事前協議書 「様式第1号（第2条関係）」 + 「様式第1号の2（確認書）」
- ②案内図・・・住宅地図 1部
- ③平面図・・・建築図面又は平面図（給水装置配置図） 1部
- ④その他・・・事前協議では、主に建築物内の給水装置の規模・種類、付近の水道本管の有無及び口径・水栓数により給水方法を指示します。
○様式の記入には、別紙を参照してください。

(5) 給水方法を変更する場合（受水槽方式から直結方式）は事前に水道課と協議すること。

(6) 給水方式は、直結式（直圧式）と受水槽式の二種類とし、次の各号に該当するときは受水槽式としなければならない。

- ア 三階以上の建物等に給水する場合（三階住宅は協議のこと。）
- イ 病院その他事業所等で断減水により営業に支障を来すおそれのある場合
- ウ 常時一定水圧又は一定水量を必要とする場合

- エ 一時に多量の水を必要とし、配水管の水圧に大きな影響を及ぼすおそれがある場合
- オ 有害薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある場合

◎受水槽の設置・撤去の【特例扱い】について

【注意事項】

- ・前項に記載の状況の場合は、受水槽を設置するものとする。
- ・原則、全て設置するものであるが、申請者が、給水不良（水圧・水量不足）、緊急断水、工事断水等があっても異議の申出がないこと、申請者の責任において一切の改善対策をすることや、損害が生じても、市に対し損害賠償を求めない旨の誓約書を提出した場合に限り設置しないことを認める。

【許容の対象範囲】

- ・一般住宅3階まで給水する場合は、洗面程度の設備が1～2か所で、水圧 0.3MP a 以上を目安とする。
- ・集合住宅の3階まで給水する場合は、水圧 0.4MP a 以上を目安とし、使用水量が十分確保できる場合

4 構造及び材質～9 作図

- (1) 所要の水量を把握し、給水管口径・給水方法を決定すること。
- (2) 平面図には、「構造及び材質」、「道路名」、「方位」、「縮尺」を必ず記入すること。平面図の向きは、原則、北を上向きとする。
- (3) 使用材料の材質・口径は正確に記入すること。
鋼管（SGP-VD/VB・・・Φ15A・Φ20A・Φ30A・Φ50A）
耐衝撃性硬質塩化ビニール管（HIVP・・・Φ16・Φ20・Φ25）
- (4) 改造工事等の部分工事であっても、できる限り本管分岐箇所からの布設状況を調査し作図すること（分水の位置、共同管の状況、元止水栓の位置）。
- (5) 給水管の口径は、計画使用水量、給水方式に基づき損失水頭、同時開栓率、水圧の状況を考慮し決定されるため、十分な給水計画（流量計算の実施）を立て、口径の決定をすること。
- (6) メーター口径は、計画使用水量に基づき、水道事業者が使用するメーターの使用流量基準の範囲内で決定すること。
- (7) 既存の取り出し管を利用する際は、給水施設が安全安心して使用できるか、状況を把握し決定すること。

10 給水装置工事申込書【様式第2号（第2条関係）】

- (1) 給水装置工事申込書の種別については、別紙の受付区分図を参考に該当する種別に○を付け、また、申請者（給水装置所有者）・家主・土地所有者等の記名を確認し、施工業者欄に社名の記名と社印の押印を確認し、提出すること。
- (2) 無断着工・無許可工事は禁止
あくまでも給水装置工事の許可が下りてから、工事をする。なお、関係書類の提出が間に合わない場合は、事前に水道課上水担当に連絡をすること。

(3) 申請時に手数料を添えて申込みすること。

名 称	金額(件/円)	関 連 法 令
給水装置工事の審査検査手数料 (新設・全面改造)	10,000	岡谷市水道事業 給水条例第27条
給水装置工事のその他の工事手数料 (改造・撤去)	3,000	

(4) 申請書の提出後に、平面図に修正等が発生した場合は、早急に差し替えをすること。

(5) 案内図（住宅地図）は申請位置が中央になるように作成すること。

★提出書類について

【申請書に添付する書類の要領】全2部

正本・副本「給水装置工事申込書」＋案内図（住宅地図）＋平面図（申請用）

※検査用として 案内図（住宅地図）＋平面図（申請用）

★給水装置工事受付区分

《新 設》

- ①配水管（共同管）穿孔分岐～第1止水栓設置
- ②量水器新規設置～量水器2次側配管
- ③配水管（共同管）穿孔分岐～量水器2次側配管
- ④量水器1次側給水管分岐～第1止水栓設置
- ⑤量水器1次側給水管を廃止し、新規に配水管（共同管）穿孔分岐する工事（既設給水装置接続含む。）
- ⑥量水器1次側給水管分岐～第1止水栓設置の増設

《全面改造》

- ①量水器2次側配管全てを改造する工事（給水用具含まず。以下同じ。）
- ②量水器1次側給水管改造（第1止水栓を含む。）～量水器2次側配管全てを改造する工事

《改 造》

- ①量水器2次側の給水装置工事で既設配管が残る場合
- ②量水器2次側の給水装置を廃止する場合
- ③穿孔を伴わない量水器1次側給水管（第1止水栓を含む。）の配管替え工事
- ④受水槽以下設備を給水装置に切り替える工事
- ⑤量水器の移設
- ⑥下水関連工事（下水接続工事に伴ってトイレを水洗にする工事）

《修 繕》

- ①給水装置の原形を変えないで破損箇所を修理する工事

《撤 去》

①分水止工事

11 使用開始（新設・開栓）届について【様式第3号（第2条、第11条関係）】

- (1) 使用開始（新設・開栓）届を提出する場合は、記入項目の記入漏れがないことを確認の上、案内図（住宅地図）を添付し、提出すること。
- (2) 新設工事等の際メーターの取付けは、事前協議が提出され書類の内容に不備がなく受理されてからとする。
- (3) アパート等メーターの払出し個数が多い場合は、部屋番号と対応するメーターボックスの位置を記入した書類を別途用意し、使用開始届とあわせて提出してください。

★提出書類について （1部）

- ・提出書類・・・使用開始（新設・開栓）届 + 住宅地図

第3章 給水装置の施工

【給水装置の標準施工方法】

- ・給水管の分岐箇所（公道部分）は、管理者の規定する深度とし、側溝等より30cmの離隔を取り布設し、宅内では60cmの埋設深度を維持すること。
- ・フレキ埋設管は、伸縮可とう性を確保するため設置するものであり、エルボやU字状の使用はしないこと。
- ・ポリエチレン管の布設に当たって、蛇行配管は許容の範囲内であれば認められ、最大曲げ半径内であれば良いとされるが、こうした配管は、有事には破損限界が早くなり、破損しやすくなるのでできる限り直線配管に努めること。
- ・バルブソケット・給水ソケット・MCスーパーなどのプラスチック製の継ぎ手について、凍結や締め方で割れる可能性があるので使用を控えること。
- ・立水栓や給水管の切替えに伴うキャップ止めに使用する場合は、砲金製の材料を使用すること。

1 水管の分岐～5 水道メーター

- (1) 造成地等について、H I V P Φ 50以上の口径で引込みした給水共同管の二次側での個人分岐は、サドル分水栓にて、分岐とすること。
- (2) サドル付分水栓を使用した時、使用する密着コアは、青色のコアを使用すること。
- (3) メーターの一次側については、岡谷市で指定した材料を使用し、指定した工法で施工すること【図-1】。
- (4) 本管から分岐工事施工時には、施工に併せて水道課の立会いの上施工すること。
- (5) メーターの二次側については、J W W A ・ J I S等認証品を使用すること。
- (6) メーターの埋設深度は、40cm(ガラス面)を確保すること。
- (7) メーターボックスは、防寒タイプを使用し施工すること。

- ★ 旧タイプのメーターボックスを浅くし使用する場合は、防寒対策を行うこと。

【施工例：

発砲スチロールを裁断し 20cm 程度の大きさになるビニール袋に入れ、3 袋くらい投入する。】

- (8) 改良ボックスでないもの【分離タイプ】は、改良ボックスにすること。
- (9) ボックスの設置に当たっては、メーター周りに砕石を敷ならした基礎又は管台を管路に平行に設置し、メーターボックスが陥没しないよう設置すること。
- (10) 駐車場や車の車輪が通過するような場所にメーターボックスを設置する場合は、鉄蓋タイプを使用すること。また、常時、車の下になる場所は避けること。
- (11) 本管からの分岐・分水止めの際、公道等掘削を行う場合は、事前に関係部署から道路占用・掘削許可並びに通行制限の許可を得ること。
- (12) 給水装置設置予定箇所内に不要な引込み管がある場合は、施工主に確認の上、分水止めをすること。なお、引込みを残す場合は、個人の施設であるので、維持管理を適正に行うよう説明すること。
- (13) 給水管の布設後、埋設シートを土被り 50 c mの位置に埋設すること。

6 土工事等～8 水の安全・衛生対策

- (1) 工事施工中の安全対策が『土木工事安全施工技術指針・建設工事公衆災害防止対策要綱』等の法令に規定されているので、遵守し施工すること。
- (2) 公道には、それぞれの地下埋設物が埋設されているので、埋設位置の確認調査を十分に行い、埋設物が破損することのないように十分注意し施工するとともに、それぞれの埋設物の埋め戻し後の損傷を防止するため、各施設管理者から防護方法の指示を受けた上で埋め戻すなどの、安全対策を取るよう配慮されたい。
- (3) 配管工事に際しては、管路内への異物や汚水の混入や排除に努めること。
- (4) 通水時には、必ず内部洗浄を行うこと。

第4章 検査

1 耐圧試験

・新設又はメーター以降を全面的に改造した場合及び水道課で必要と認めた場合は耐圧試験を実施する。なお、耐圧試験は、その都度水道課に立会いを求め実施すること。

- (1) 給水管の分岐工事等の耐圧試験箇所
 - ア 分水サドルの取付け時の水密試験
 - イ 分水栓から止水栓までの管路の耐圧試験
 - ウ 止水栓から宅内配管管末までの耐圧試験

(2) 耐圧試験方法は、

「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の（耐圧に関する基準）
第一条 給水装置（最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。
以下この条において同じ）は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。
① 給水装置（貯湯湯沸器及び貯湯湯沸器の下流側に設置されている給水用具を除く。）は、厚生労働大臣が定める耐圧に関する試験（以下「耐圧性能試験」という。）により、**一・七五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。**

とされているため、

※よって、本市では、対象耐圧試験範囲を明確にし、規定の圧力で規定の時間で行うこと。 耐圧試験は、水圧（1.75Mpa）で1分間とする。

ア メーターの一次側を含むメーター移設工事をする場合は、入居前又は工事終了後に速やかに必ず耐圧試験をすること。

イ 耐圧試験の予約は、原則として前日までに行うこと。

2 完了届

- (1) 完了届を提出する場合は、各項目に記入し申請者の記名と施工業者欄に社名の記名と社印の押印を確認の上、提出すること。
- (2) 平面図には、使用した材料等の「構造及び材質」、「道路名」、「方位」、「縮尺」を必ず記入すること。図面は原則、北は上向きとする。
- (3) 提出図面は、道路と土地の形状、土地と建物の位置関係がわかる平面図を作成し、その図面に、本管分岐の位置・メーターの位置等のオフセットを記載した配管図面を提出すること。
- (4) 図面は、今後の維持管理や改造等の際に利用されるので、わかりやすい図面の作成に努めること。
- (5) ボイラー等の機種・型番等も記載すること。
- (6) 検査の日程は、その都度水道課と調整すること。
- (7) 検査後、書類で訂正があった場合は、早急に差し替えをすること。
- (8) 手直し等がある場合は早急に手直し工事を行い、再検査をすること。

★提出書類について（全2部）

① 《正本》

「給水装置工事完了届」＋案内図（住宅地図）＋平面図（竣工用）＋立面図（竣工用）＋写真【1部】

② 《副本》

「給水装置工事完了届」＋案内図（住宅地図）＋平面図（竣工用）＋立面図（竣工用）【1部】

3 工事写真

【工事写真の撮影方法】

- (1) 必要に応じてフラッシュ等を使用し、鮮明に写すこと。
- (2) 撮影箇所には、必ず黒板・標尺等を使用し、埋設深度や詳細がわかるよう撮影すること。(近景又は遠景)
- (3) 標尺は、深さ・巾等を確認するため使用するものであり、当て方に注意すること。
- (4) 下記の施工箇所の施工状況がわかる写真を撮影すること。

【工事写真の撮影箇所】

- ①本管分岐、引込み箇所（ローケーティングワイヤーが付いていること。）
- ②砂埋め・砕石埋め戻し箇所（本管分岐、引込み箇所）
- ③埋設シートの設置
- ④転圧・仮復旧（アスファルト）工事
- ⑤元止水栓等設置場所
- ⑥メーター周り（メーター前後1mの範囲）
- ⑦主配管（宅内配管されている位置がわかること。）
- ⑧各水栓への立ち上がり部分
(不凍栓、外水道の根元は砕石を入れる前に使用部品が見える状態であること。
同一部品を使用している場合は、1か所で良い)
- ⑨床下配管（配管に保温筒等被覆の場合は、被覆前に使用材料の確認ができること。）近景の撮影でなく、施工状況がわかること。
- ⑩システム配管のヘッダー部分
- ⑪既存管との接続部分
- ⑫プラグ止め等の部分
- ⑬分水止の部分

※以上の箇所の施工状況を撮影すること（近景又は遠景）。

その他

●伸縮止水栓の（開閉防止対応）について

・伸縮止水栓の設置をお願いしているところであるが、造成工事後メーターをすぐに取付けしない場合は、いたずら防止のため止水栓を閉め、ハンドルをはずしてキャップをする。なお、そのハンドルは水道課に届けること。

その後、メーターを設置するときに、メーターと一緒にハンドルを渡すので、ハンドル取付け後、キャップは水道課に届けること。

●竣工図面の管理について

・完成した水道設備は、原則、施主によって維持管理されていく重要な施設であり、また、その設備の維持管理をしていく上で工事竣工図は重要であるので、施主に取扱い等について説明し、適切な管理に努めるよう依頼すること。